

とばっ子カード事業のお知らせ

健康福祉課子育て支援室 ☎251184

とばっ子カード事業とは？

平成18年8月から実施している「とばっ子カード事業」はスタートしてから5年が経過しました。
より事業効果を高めるため、平成23年7月から、対象を18歳以下の子どもが2人以上いる世帯から18歳以下の子どもがいるすべての世帯に拡大し、より多くの子育て世帯を支援していきます。さらに、キャンペーンも実施します。
今回は、とばっ子カードの申請方法およびキャンペーンの内容についてお知らせします。

この事業は、市が発行する「とばっ子カード」を取得された子育て世帯のかたが、市内の協賛店舗を利用する際にとばっ子カード（チケット20枚つづり）を提示すると、割り引きやプレゼントなどお店側が独自に設けたサービスを受けることができます。
また、申請により市指定のごみ袋の一部手数料免除や市営プール、図書館の利用についても特典があります。
7月1日(金)より申請を受け付けます。
「とばっ子カード交付申請書」に必要事項を記入・押印のうえ、健康福祉課子育て支援室（保健福祉センターひだまり2階）・介護保険係（市民文化会館1階）または各連絡所窓口へ提出してください。



提示すると協賛店舗でサービスが受けられます



とばっ子カード協賛事業所 1回利用につき1スタンプ		〒
住所	鳥羽市	
フリガナ		
氏名		
電話番号		

* お預かりした個人情報については、当キャンペーンの製品の発送のみに使用するものといたします。

とばっ子スタンプカード(スタンプ押印面)

申請書は、市ホームページからもダウンロードできます。
交付対象
18歳以下の子どもがいる世帯
カードの有効期限
カードの交付を受けた日から平成24年3月31日まで（平成24年4月1日以降も該当している世帯には新しいカードを交付します）
※すでに申請をしていただいている世帯は申請の必要はありません。

キャンペーンについて

協賛事業所または子育て支援室で配布するとばっ子スタンプカードに、協賛事業所を利用するたびにスタンプを押してもらいます。スタンプを10個集めたら、子育て支援室か各連絡所に提出してください。応募者の中から毎月抽選で10名に景品を贈呈します。
スタンプ押印期間 平成24年3月31日まで
応募締切 毎月10日（各月1回限り。最終は平成24年4月10日まで）
当選者の発表は発送をもってかえさせていただきます。
※一部キャンペーンを実施しない店舗もあります。

ファミリーサポートセンター
協力会員養成講座
NPOえくぼキッズ
☎253354

23年度ファミリーサポートセンター協力会員養成講座を開催します。ファミリーサポートセンターとは「育児のお手伝いができる（協力会員）」と「育児の援助を受けた（依頼会員）」が、地域の中で助け合いながら子育てをする有償ボランティア活動です。
協力会員になるためには講座の受講が必要です。
とき ①7月8日(金)午後1時30分～4時10分、②7月11日(月)午後1時30分～5時40分、③7月13日(水)午前10時～午後3時30分
①～③の全日程を受講していただきます。都合の悪い日がある場合はご相談ください。
ところ 保健福祉センターひだまり2階・ひだまりホール
対象者 市内または近隣市町にお住まいの20歳以上のかたで、受講後に協力会員として登録していただけるかた
受講料 無料（テキスト代2,500円は受講者負担）
申込期限 7月5日(火)
※託児希望のかたは申し込み時にご相談ください。